

第2章 防災組織

2-1-1 五戸町防災会議条例

昭和38年9月2日
条例第15号

改正 昭和39年3月30日条例第42号
昭和44年12月19日条例第17号
平成元年3月23日条例第2号
平成12年3月23日条例第15号
平成29年9月20日条例第17号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき五戸町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 五戸町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号の規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (5) 消防計画の策定その他その実施に関し重要な事項を調査審議すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 青森県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防団長
 - (7) 消防機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- 6 前項の委員の定数は、25人以内とする。
- 7 第5項第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。
(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、青森県の職員、町の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和38年9月1日から施行する。

附 則(昭和39年3月30日条例第42号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和44年12月19日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和44年12月1日から適用する。

附 則(平成元年3月23日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月23日条例第15号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成29年9月20日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

2-1-2 五戸町防災会議運営要項

平成2年2月26日告示第5号

(趣旨)

第1条 五戸町防災会議(以下「防災会議」という。)の運営については、この要綱によるものとする。

(会議の招集)

第2条 防災会議は、会長が必要と認めたとき、又は委員2人以上の要求があったとき、会長がこれを招集するものとする。

(会議)

第3条 防災会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(議決)

第4条 防災会議は、出席委員全員の意見一致をもって議事を決するものとする。

(会議録)

第5条 会長は、必要に応じて会議録を作成し、次に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の職名及び氏名
- (3) 会議に付した案件及び議事の経過
- (4) 議決した事項
- (5) その他参考事項

(専決処分)

第6条 会長は、防災会議が処理すべき事項のうち、次に掲げるものについて専決処分することができる。

(1) 災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。

(2) 災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策及び災害復旧に関し、関係機関相互間の連絡調整を図ること。

(3) 関係機関の長に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳、その他必要な協力を求めること。

(4) 五戸町地域防災計画の軽微な変更に関すること。

2 防災会議を招集する暇のないとき、その他やむを得ない理由により防災会議を招集できないときは、会長は専決することができるものとする。

3 会長は、前2項により専決した事項については、次回の防災会議において、これを報告し、承認を求めるものとする。

(事務局)

第7条 防災会議の事務を処理するため、事務局を五戸町役場総務課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はその都度会長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

2-1-3 五戸町防災会議委員名簿

No.	職	氏名	条例上の区分
1	五戸町長	三 浦 正 名	町長
2	東北地方整備局青森河川国道事務所長	佐 近 裕 之	指定地方行政機関の職員
3	三八地域県民局地域整備部長	川 村 宏 行	青森県の知事の内部の職員
4	三八地域県民局地域健康福祉部長	宮 川 隆 美	青森県の知事の内部の職員
5	三八地域県民局地域農林水産部長	佐 藤 雅 彦	青森県の知事の内部の職員
6	五戸警察署長	兼 平 正 美	青森県警察の警察官
7	五戸町副町長	大 久 保 均	町の内部の職員
8	五戸町教育長	柳 町 靖 彦	教育長
9	国民健康保険五戸総合病院 院長	安 藤 敏 典	町の内部職員
10	五戸町総務課長	佐々木 万 悦	町の内部の職員
11	五戸町建設課長	赤 坂 恵 一	町の内部の職員
12	五戸町農林課長	畑 山 敦 夫	町の内部の職員
13	五戸町福祉保健課長	服 部 勤	町の内部の職員
14	五戸町消防団長	大 沢 博	消防団長
15	八戸地域広域市町村圏事務組合 五戸消防署長	金 濱 康 光	消防機関
16	八戸圏域水道企業団 副企業長	古 川 勲	指定公共機関又は 指定地方公共機関
17	東北電力（株）八戸営業所長	藤 村 健	指定公共機関又は 指定地方公共機関
18	東日本電信電話（株）青森支店長	井 沢 厚	指定公共機関又は 指定地方公共機関

19	防災士	豊田孝夫	自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
20	五戸町連合婦人会長	川崎由希子	自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
21	五戸地区女性消防クラブ連絡協議会長	中川原扶貴子	自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
22	五戸町赤十字奉仕団 委員長	三浦伸子	自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者

2-2-1 五戸町災害対策本部条例

昭和 38 年 9 月 2 日

条例第 16 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第 7 項の規定に基づき、五戸町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和 38 年 9 月 1 日から施行する。